

平成 27 年 2 月 4 日

会員各位

(一社)鳥取県臨床検査技師会  
会長 植嶋 輝久

## 検体採取等に関する厚生労働省指定講習会の受講について

会員の皆様におかれましては、年度末になりお忙しい日々をお過ごしのこととお察し致します。皆様には既にご承知のことと思いますが、国会で法案が採択され平成 27 年 4 月以降検体採取等の業務が臨床検査技師の業務範囲に含まれることとなりました。本指定講習会は臨床検査技師の国家資格に付与される業務施行のための重要な指定講習会であります。厚生労働省指定の本講習会を終了した方でなければ検体採取等の業務は実施できません。本指定講習会を受講しないまま、検体採取等の業務を行った場合には法律違反となります。十分ご認識頂き、本指定講習会を受講して頂きますようお願い致します。

現在、全国で順次開催されてきております。受講場所は厚生労働省の支部のある場所での開催となっております。(一社)日本臨床衛生検査技師会ホームページにて開催場所を確認して頂き、各人で受講の申し込みをして下さい。全国どこの開催場所で受講されても構いません。近隣では広島県、香川県、大阪府福岡県での開催となります。順次、受講会場が掲示されますので定期的に(一社)日本臨床衛生検査技師会ホームページを確認して下さい。

4—5 年は開催される予定ですが、それ以降になると、打ち切りとなる可能性があります。都合の付く開催場所で早めに受講して下さい。

受講は 2 日間です。途中に出席確認がされます。遅刻のないよう出席して下さい。

臨床検査技師のお知り合いの方がおられましたら、会員、非会員を問わず、本指定講習会が行われていることを連絡してあげて下さい。